

通番	種別	編	章	頁			該当部分	修正内容	備考
1	防災計画	本編	3	I	3	4	第3章 災害に強いまち・人・システムづくり 第1節 防災ビジョン 第1 重点施策 3. 災害に強いシステムづくりにおける重点施策	以下のとおり修正: (2) 多様な視点に基づく災害時における避難システムの整備 ア 安全な避難所等の整備 避難所等～確保し、さらに、避難所等における避難者の過密抑制など感染症対策の観点も取り入れ、避難した市民等の健康維持を図る。 ↓ (2) 多様な視点に基づく災害時における避難システムの整備 ア 安全な避難所等の整備 避難所等～確保し、さらに、 新型インフルエンザ等感染症等(指定感染症および新感染症を含む。) 発生時における被災に備えて、避難所等における避難者の過密抑制など感染症対策の観点も取り入れ、避難した市民等の健康維持を図る。	防災基本計画の修正による
2	防災計画	本編	3	I	3	5	第3章 災害に強いまち・人・システムづくり 第1節 防災ビジョン 第1 重点施策 3. 災害に強いシステムづくりにおける重点施策	以下のとおり修正: ウ 男女共同参画をはじめとする多様な視点を取り入れた防災対策の構築 災害時の男女のニーズの違いなど男女双方の視点に加え、性的指向・性自認に関して配慮が必要な人などの視点から配慮するよう努める。 また、～取り組む。 ↓ ウ 男女共同参画をはじめとする多様な視点を取り入れた防災対策の構築 災害時の男女のニーズの違いなど男女双方の視点に加え、性的指向・ジェンダーアイデンティティに関しても 配慮に努めるとともに、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いにも配慮するよう努める。 また、～取り組む。	防災基本計画の修正による
3	防災計画	本編	3	I	3	5	第3章 災害に強いまち・人・システムづくり 第1節 防災ビジョン 第1 重点施策 3. 災害に強いシステムづくりにおける重点施策	以下を 新設 : ウ 男女共同参画をはじめとする多様な視点を取り入れた防災対策の構築 災害時の男女～に取り組む。 エ 中山間地域への対応 人口減少が進む中山間地域等では、著しい高齢化の進行、集落の衰退、行政職員の不足、地域経済力の低下がみられ、これらの対応として、福祉的な支援の充実、災害時の情報伝達手段の確保、災害ボランティア活動への支援、地場産業の活性化、コミュニティの活力維持等の対策を推進する必要がある。	防災基本計画の修正による
4	防災計画	本編	5	I	5	3	第5章 災害に強い人づくりの推進 第1節 防災意識の啓発(防災知識普及計画) 第1 市民に対する防災知識の普及・啓発	以下のとおり修正: 5. 災害教訓の伝承 市は、過去に起こった災害の教訓を確実に後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。 ↓ 5.災害教訓の伝承 市は、過去に起こった災害の教訓を確実に後世に伝えていくため、 大規模 災害に関する調査結果や映像、 石碑やモニュメント等自然災害伝承碑 を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。	防災基本計画の修正による
5	防災計画	本編	5	I	5	8	第2節 防災意識の啓発(防災知識普及計画) 第1 自主防災組織育成計画	以下のとおり修正: 2. 自主防災組織育成・活性化の支援 市は、自主防災組織を支援するため、市消防団及び消防本部による防災訓練や各種行事の開催、啓発資料の作成配布等を通じて自主防災組織の組織化に向け啓発活動を実施する。その際、障がい者、高齢者等の要配慮者や女性の参画の促進に努める。 また、多様な意見反映の手段として、 自主防災組織の責任者への女性の登用や役員への女性の配置等女性参画が促進されるよう努める。また、仕事別の班は各班共に男女を配置して性別の偏りが無いよう併せて支援啓発を行う。 ↓ 市は、自主防災組織を支援するため、市消防団及び消防本部による防災訓練や各種行事の開催、啓発資料の作成配布等を通じて自主防災組織の組織化に向け啓発活動を実施する。その際、障がい者、高齢者等の要配慮者や女性の参画の促進に努める。 また、多様な意見反映の手段として、自主防災組織の責任者への女性の登用や役員への女性の配置等女性参画が促進されるよう努める。また、仕事別の班は各班共に男女を配置して性別の偏りが無いよう併せて支援啓発を行う。	内閣府男女局「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」における記載より。

通番	種別	編	章	頁			該当部分	修正内容	備考
6	防災計画	本編	5	I	5	10	第2節 自主防災組織等の育成強化 第2 防災リーダーの育成	以下のとおり修正： 阪神・淡路大震災～努めるものとする。 さらに、市は、～交付する。 阪神・淡路大震災や～努めるものとする。 なお、自主防災活動に多様な意見が反映されるための手段の一つとして、自主防災組織の責任者又は副責任者への女性の登用や、防災委員等役員への女性の配置など、女性の参画が促進されるようにする。仕事別の班分けにあたっては、各班に男女とも配置し、作業が性別により偏らないようにする。 さらに、市は、～交付する。	内閣府男女局「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」における記載との整合を図るため。
7	防災計画	本編	5	I	5	15	第4節 避難行動要支援者の災害予防計画 第1 避難行動要支援者の災害予防計画	以下を新設： オ 名簿の提供に関すること 災害が発生し、～努めなければならない。 ↓ カ 名簿の共有化に関すること 市町は避難行動要支援者のリストなどを、被災時に当該自治体および関係支援団体(DMAT、DHEATなどの支援組織や応援自治体職員など)とどのように共有するかなど、情報の利用が迅速にできるよう体制を構築する。	滋賀県防災計画
8	防災計画	本編	6	I	6	7	第2節 避難体制の充実 第1 避難場所・避難所指定計画 2. 事業計画 (3) 避難所の整備	以下のとおり修正： (イ) 男女双方の視点等への配慮 避難所～トイレ、授乳室の設置、～避難所の運営に努める。 ↓ (イ) 男女双方の視点等への配慮 避難所～トイレ、授乳室(搾乳スペース含む)の設置、～避難所の運営に努める。	表現の修正
9	防災計画	本編	6	I	6	7	第2節 避難体制の充実 第1 避難場所・避難所指定計画 2. 事業計画 (3) 避難所の整備	以下のとおり修正： キ 指定避難所の設備 市は～整備を図る。 ↓ キ 指定避難所の設備 市は、～整備を図る。 また、高齢者、障害者、乳幼児等に配慮した栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努めるものとする。	防災基本計画の修正による
10	防災計画	本編	6	I	6	7	第2節 避難体制の充実 第1 避難場所・避難所指定計画 2. 事業計画 (3) 避難所の整備	以下のとおり修正： (イ) 男女双方の視点等への配慮 避難所の運営～提供を行うよう努めるものとする。 ↓ (イ) 男女双方をはじめとする多様な視点を取り入れた配慮 避難所の運営～努めるものとする。 さらに、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いにも配慮するよう努める。	防災基本計画の修正による

通番	種別	編	章	頁			該当部分	修正内容	備考
11	防災計画	本編	6	I	6	7	第2節 避難体制の充実 第1 避難場所・避難所指定計画 2. 事業計画 (3) 避難所の整備	以下のとおり修正: (イ) 男女双方の視点等への配慮 避難所の～運営に努める。 また、男女のニーズの違いなど男女双方の視点に加え、性的指向・性自認に関して配慮が必要な人などの視点から配慮するよう努める。 さらに、～努めるものとする。 ↓ (イ) 男女双方の視点等への配慮 避難所の～運営に努める。 また、男女のニーズの違いなど男女双方の視点に加え、性的指向・ジェンダーアイデンティティに関しても配慮に努めるとともに、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いにも配慮するよう努める。 さらに、～努めるものとする。	防災基本計画の修正による
12	防災計画	本編	6	I	6	8	第2節 避難体制の充実 第2 避難経路・避難路計画	以下を新設: (2) 標識、掲示板等の整備 避難所～努める。 (3) 障害者の防災情報取得等に関する施策の推進 障害の種類及び程度に応じて障害者が防災に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講じるよう努めるものとする。 障害の種類及び程度に応じて障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講じるよう努めるものとする。	防災基本計画の修正による
13	防災計画	本編	6	I	6	13	第3節 救援体制整備計画 第3 食料、生活用品等の充実	以下のとおり修正: ア 食料及び生活必需品の備蓄 災害時には、～推進する。 また、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資の備蓄や調達先の確保に努める。 生活必需品等の備蓄品の調達にあつては、紙おむつ、生理用品、携帯トイレ、簡易トイレ等、要配慮者、女性、子どもにも配慮するものとする。 各家庭～確保を図る。 災害時には、～推進する。 また、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資の備蓄や調達先の確保に努める。 生活必需品等の備蓄品の調達にあつては、紙おむつ、生理用品、携帯トイレ、簡易トイレ等、要配慮者、女性、子どもにも配慮し、製品の選定にあたって女性職員や防災会議の女性委員の意見を聞くものとする。 各家庭～確保を図る。	滋賀県防災計画の修正による

通番	種別	編	章	頁			該当部分	修正内容	備考
14	防災計画	本編	6	I	6	15	第3節 救援体制整備計画 第6 物資調達の確保	以下のとおり修正： 1. 計画方針 災害時に～体制を整えておく。 ↓ 1. 計画方針 災害時に～体制を整えておく。 また、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設するとともに、効率的な運営ができるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。	滋賀県防災計画の修正による
15	防災計画	本編	6	I	6	16	第3節 救援体制整備計画 第6 物資調達の確保	以下を新設： 3. 業者との協定の締結 4.業者等との連携体制の構築 災害時の食料・生活必需品の確保やこれらの物資を迅速に被災地へ輸送するため流通事業者や物流事業者、関係団体との間で応援協定を締結し、定期的に連絡先等の交換や訓練を通じて、人員や資機材等の速やかな確保や運営の実効性を高め、連携の強化を進める。	防災基本計画の修正による
16	防災計画	本編	7	I	7	1	第7章 災害時の応急対策 第1節 防災組織整備計画 第1 組織計画	以下のとおり修正： 1. 計画方針 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市は必要に応じて災害警戒本部、災害対策本部等を設置し、関係機関と緊密な連絡、協力のもとに災害応急対策を実施することを定める。 1. 計画方針 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市は必要に応じて災害警戒本部、災害対策本部等を設置し、関係機関と緊密な連絡、協力のもとに災害応急対策を実施することを定める。災害対応にあたっては、継続した訓練の実施や、過去の災害教訓を踏まえ、災害対応体制の強化に努める。	滋賀県防災計画修正による、及び過去災害教訓を生かすため
17	防災計画	本編	7	I	7	12	第2交通規制計画 11. 緊急通行車両の確認	以下のとおり修正： (2) 緊急通行車両の確認申請 緊急通行車両～交付を受ける。 災害発生時には、県警察本部交通規制課又は警察署は、緊急通行車両等事前届出済証により災害応急対策を実施するための車両であることを確認の上、緊急通行車両等確認証明書及び標章を交付する。 ↓ (2) 緊急通行車両の確認申請 緊急通行車両～交付を受ける。 災害発生時には、県警察は、緊急通行車両を使用する者からの申出により、災害応急対策を実施するための車両であることを確認の上、緊急通行車両確認証明書および標章を交付する。 また、県警察は、災害発生時における災害応急対策の的確かつ円滑な実施を図るため、緊急通行車両および緊急輸送車両を使用する者から、災害発生より前において、緊急通行車両や緊急輸送車両であることの確認の申出を受けるとともに、緊急通行車両確認証明書(緊急輸送車両確認証明書)および標章を交付するなど、事前の緊急通行車両等の確認を推進するものとする。	災害対策基本法施行令の改正および警察庁通達の改正に伴う制度変更のため。

通番	種別	編	章	頁			該当部分	修正内容	備考
18	防災計画	本編	7	I	7	18	第7節 ライフライン施設応急対策計画 第1 電力施設応急対策計画 2. 災害応急対策	以下のとおり修正: (イ) 当社被害情報 ↓ (イ) 関西電力および関西電力送配電の情報	関西電力および関西電力送配電における「防災業務計画」(2023年7月)との文言統一により修正
19	防災計画	本編	7	I	7	18	第7節 ライフライン施設応急対策計画 第1 電力施設応急対策計画 2. 災害応急対策	以下のとおり修正: (イ) 当社被害情報 ○ 復旧用資機材、復旧要員、食糧等に関する事項 ↓ (イ) 当社被害情報 ○ 復旧用資機材等、復旧要員、食糧等に関する事項	関西電力および関西電力送配電における「防災業務計画」(2023年7月)との文言統一により追記、削除
20	防災計画	本編	7	I	7	19	第7節 ライフライン施設応急対策計画 第1 電力施設応急対策計画 2. 災害応急対策	以下のとおり修正: ア 対策組織要員の確保 (ア) 夜間、休日に災害が発生するおそれがある場合には、あらかじめ定められた対策組織要員は、気象、地震情報に留意し、対策組織の設置に備える。 ↓ ア 対策組織要員の確保 (ア) 夜間、休日に災害が発生するおそれがある場合には、あらかじめ定められた対策組織要員は、気象、地震情報、その他の情報に留意し、対策組織の設置に備える。	関西電力および関西電力送配電における「防災業務計画」(2023年7月)との文言統一による
21	防災計画	本編	7	I	7	19	第7節 ライフライン施設応急対策計画 第1 電力施設応急対策計画 2. 災害応急対策	以下のとおり修正: イ 復旧要員の広域運営 他電力会社、広域機関等と復旧要員の相互応援体制を整えておく。 ↓ イ 復旧要員の広域運営 他電力会社、他送配電事業者および広域機関等と復旧要員の相互応援体制を整えておく。	関西電力および関西電力送配電における「防災業務計画」(2023年7月)との文言統一による
22	防災計画	本編	7	I	7	19	第7節 ライフライン施設応急対策計画 第1 電力施設応急対策計画 2. 災害応急対策	以下のとおり修正: イ 輸送 復旧用資機材の輸送は、原則として、あらかじめ調達契約をしている請負会社の車両、舟艇、ヘリコプター等により行う。 ↓ イ 輸送 復旧用資機材の輸送は、原則として、あらかじめ関西電力および関西電力送配電と調達契約をしている協力会社の車両、船艇、ヘリコプター等により行う。	関西電力および関西電力送配電における「防災業務計画」(2023年7月)との文言統一による
23	防災計画	本編	7	I	7	19	第7節 ライフライン施設応急対策計画 第1 電力施設応急対策計画 2. 災害応急対策	以下のとおり修正: (9) 災害時における自衛隊の派遣要請 被害が極めて大きく、管内の工事力に余力がない場合、または工事力を動員してもなお応援を必要とすると判断される場合には、県知事に対して自衛隊の派遣を要請する。 ↓ (9) 災害時における自衛隊の派遣要請 被害が極めて大きく、管内の工事力に余力がない場合、または工事力を動員してもなお応援を必要とすると判断される場合には、県知事に対して関西電力および関西電力送配電が自衛隊による支援を受けることが可能となるよう依頼する。	関西電力および関西電力送配電における「防災業務計画」(2023年7月)との文言統一による

通番	種別	編	章	頁			該当部分	修正内容	備考
24	防災計画	本編	7	I	7	19	第7節 ライフライン施設応急対策計画 第1 電力施設応急対策計画 2. 災害応急対策	以下のとおり修正: (6) 災害時における電力の融通 災害の発生により、電力需要に著しい不均衡が生じ、需給状況を速やかに改善する必要がある場合には、広域機関の指示等に基づく電力の緊急融通により需給状況の改善を図る。 ↓ (6) 災害時における電力の融通 災害の発生により、電力需給に著しい不均衡が生じ、需給状況を速やかに改善する必要がある場合には、広域機関の指示等に基づく電力の緊急融通により需給状況の改善を図る。	関西電力および関西電力送配電における「防災業務計画」(2023年7月)との文言統一により修正
25	防災計画	本編	7	I	7	19	第7節 ライフライン施設応急対策計画 第1 電力施設応急対策計画 2. 災害応急対策	以下のとおり修正 (7) 災害時における危険予防措置 電力需給の実態に鑑み、災害時においても、原則として、供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。 ↓ (7) 災害時における危険予防措置 電力需要の実態に鑑み、災害時においても、原則として、供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。	関西電力および関西電力送配電における「防災業務計画」(2023年7月)との文言統一により修正
26	防災計画	本編	7	I	7	19	第7節 ライフライン施設応急対策計画 第1 電力施設応急対策計画 2. 災害応急対策	以下のとおり修正: (5) 災害時における復旧用資機材の確保 災害時における復旧用資機材の確保を、次のとおり実施する。 ア 調達 予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする復旧用資機材は、次のいずれかの方法により、可及的速やかに確保する。 (ア) 現地調達 (イ) 対策組織相互の流用 (ウ) 他電力会社等からの融通 イ 輸送 復旧用資機材の輸送は、原則として、あらかじめ調達契約をしている請負会社の車両、舟艇、ヘリコプター等により行う。 ウ 復旧用資材置場等の確保 災害時～努める。 ↓ (5) 災害時における復旧用資機材等の確保 災害時における復旧用資機材等の確保を、次のとおり実施する。 ア 調達 予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする復旧用資機材等は、次のいずれかの方法により、可及的速やかに確保する。 (ア) 現地調達 (イ) 対策組織相互の流用 (ウ) 他電力会社等からの融通 イ 輸送 復旧用資機材等の輸送は、原則として、あらかじめ調達契約をしている請負会社の車両、舟艇、ヘリコプター等により行う。 ウ 復旧用資材置場等の確保 災害時～努める。	関西電力および関西電力送配電における「防災業務計画」(2023年7月)との文言統一により追記、削除

通番	種別	編	章	頁			該当部分	修正内容	備考
27	防災計画	本編	7	I	7	20	第7節 ライフライン施設応急対策計画 第1 電力施設応急対策計画 2. 災害応急対策	以下を新設: (10) 災害時における応急工事 (11) 復旧計画 関西電力および関西電力送配電は、設備ごとに被害状況を把握し、復旧計画を策定する。 (12) 復旧順位 復旧計画の策定および実施に当たり、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案し、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧することを基本とする。 なお、必要に応じ自治体と連携し、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設の復旧を優先する。	滋賀県防災計画の修正による
28	防災計画	本編	7	I	7	29	第10節 建造物等応急対策計画 第1 公共施設・一般建築物応急対策計画	以下を新設: 5. 被災住宅の応急修理 ア 住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理 (1) 対象者 災害のため住家が半壊、半焼もしくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者。 (2) 応急修理 市本部は、住家の被害の拡大を防止するための屋根、外壁、建具(玄関、窓やサッシ等)等の必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて緊急の修理を行う。 (3) 費用の限度、期間等 費用の限度、期間等については、「災害救助法による救助の程度、方法および期間ならびに実費弁償の基準」(平成 25 年 10 月 1 日付内閣府告示第 228 号)第 7 条による。	災害救助事務取扱要領等(令和5年6月)による
29	防災計画	本編	7	I	7	29	第10節 建造物等応急対策計画 第1 公共施設・一般建築物応急対策計画	以下のとおり項目を新設: イ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理 1) 応急修理対象者 地震のため住家が半壊、半焼もしくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者とする。 (2) 応急修理 市本部は、被災住宅の居宅、炊事場及び便所等、最低限日常生活に欠くことのできない部分について応急修理を実施し、住宅の安定を図る。 (3) 応急修理戸数、費用の制限、期間等 応急修理戸数、費用の制限、期間等については「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」早見表のとおりとする。	災害救助事務取扱要領等(令和5年6月)による
30	防災計画	本編	7	I	7	39	第12節 相互協力計画 第2 相互応援協力計画 2. 計画の内容	以下を新設: 7. 災害ボランティアの協力 ↓ 8. 応援職員の受け入れ 市は、国や県及び他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。 特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。	防災基本計画の修正による

通番	種別	編	章	頁			該当部分	修正内容	備考
31	防災計画	本編	7	I	7	55	第3 気象予警報等伝達計画 2. 計画の内容	以下のとおり修正: ア 特別警報 大雨、大雪、暴風、暴風雪、 波浪、高潮 が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報。大雨特別警報については警戒レベル5に相当する。 ↓ ア 特別警報 大雨、大雪、暴風、暴風雪が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報。大雨特別警報については警戒レベル5に相当する。	「警報・注意報基準一覧表(滋賀県)」には、波浪・高潮が存在しないため
32	防災計画	本編	7	I	7	55	第3 気象予警報等伝達計画 2. 計画の内容	以下のとおり修正: イ 警報 大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、 波浪、高潮 によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報。大雨警報(土砂災害)、洪水警報は警戒レベル3に相当する。 ↓ イ 警報 大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報。大雨警報(土砂災害)、洪水警報は警戒レベル3に相当する。	「警報・注意報基準一覧表(滋賀県)」には、波浪・高潮が存在しないため
33	防災計画	本編	7	I	7	76	第5 避難所の開設等 2. 避難所の開設	以下のとおり修正: (1) 避難所の開設 市本部は避難～について取り決めるを行う。 ↓ (1) 避難所の開設 市本部は避難～について取り決めるを行う。 各避難所責任者は、指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとする。	防災基本計画の修正による
34	防災計画	本編	7	I	7	77	第5 避難所の開設等 2. 避難所の開設	(2) 避難所の運営 ア 避難所の管理 避難所を開設～特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、～運営に努める。 ↓ (2) 避難所の運営 ア 避難所の管理 避難所を開設～特に、女性専用の物干し場、更衣室、 授乳室(搾乳スペース含む) の設置や生理用品、～運営に努める。	表現の修正
35	防災計画	本編	7	I	7	77	第5 避難所の開設等 2. 避難所の開設	以下のとおり修正: オ 公衆衛生 感染症予防の観点から避難所の三密対策を行う。平時から管理体制の構築や資材備蓄をするとともに、定員についても調整する。 ↓ オ 公衆衛生 新型インフルエンザ等感染症等(指定感染症および新感染症を含む。) 発生時における被災に備えて、感染症予防の観点から避難所の三密対策を行う。平時から管理体制の構築や資材備蓄をするとともに、定員についても調整する。	防災基本計画の修正による

通番	種別	編	章	頁			該当部分	修正内容	備考
36	防災計画	本編	7	I	7	77	第5 避難所の開設等 2. 避難所の開設 (2) 避難所の運営	以下を新設: カ 福祉避難所の開設 ↓ キ 家庭動物と同行避難した被災者の受入れ 各避難所責任者は、避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、家庭動物の受け入れ状況の把握に努める。 ク 一定の配慮が必要な避難者への配慮 避難生活において一定の配慮を要する方に必要な生活活動の維持について、保健医療福祉従事者による支援が保健活動の一環として行われるように努める。	防災基本計画の修正・整合を図るため。
37	防災計画	本編	7	I	7	77	第5 避難所の開設等 2. 避難所の開設 (2) 避難所の運営	以下のとおり修正: ア 避難所の管理 避難所を～配慮する。 さらに、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に加え、性的指向・性自認に関して配慮が必要な人の視点等に配慮する。特に、女性専用の～避難所の運営に努める。 ↓ ア 避難所の管理 避難所を～配慮する。 さらに、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に加え、性的指向・ジェンダーアイデンティティに関しても配慮に努めるとともに、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いにも配慮するよう努める。特に、女性専用の～避難所の運営に努める。	防災基本計画の修正による
38	防災計画	本編	7	I	7	77	第5 避難所の開設等 2. 避難所の開設 (2) 避難所の運営	以下のとおり修正: ア 避難所の管理 避難所を開設～に努める。 ↓ ア 避難所の管理 ①避難所を開設～に努める。	防災基本計画の修正による
39	防災計画	本編	7	I	7	77	第5 避難所の開設等 2. 避難所の開設 (2) 避難所の運営	以下を新設: ア 避難所の管理 ② 市本部は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。 また、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援にかかる情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。	防災基本計画の修正による
40	防災計画	本編	7	I	7	77	第5 避難所の開設等 2. 避難所の開設 (2) 避難所の運営	以下を新設: ア 避難所の管理 ③ 市本部はやむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。 また、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援にかかる情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。	防災基本計画の修正による

通番	種別	編	章	頁			該当部分	修正内容	備考
41	防災計画	本編	7	I	7	77	第5 避難所の開設等 2. 避難所の開設 (2) 避難所の運営	以下を新設: ア 避難所の管理 ④ 市本部は、避難所に避難した被災者、在宅、車中泊、テント泊等の多様な被災者の把握を行い、避難者名簿を作成するとともに、避難行動要支援者名簿とを照らし合わせ、未確認の避難行動要支援者を市、避難支援者等に連絡し、早急に救助・確認作業を進めるものとする。	防災基本計画の修正による
42	防災計画	本編	7	I	7	77	第5 避難所の開設等 2. 避難所の開設 (2) 避難所の運営	以下を新設: ア 避難所の管理 ⑤ 避難所の運営にあたっては、被災者の健康の維持に努めるとともに、特に要配慮者について、合理的配慮のもと、次のような措置を講じる。 (1) 担当職員、訪問介護員(ホームヘルパー)、民生委員・児童委員等の訪問等による実態調査の実施 (2) 被災者の障害や心身の状況に応じて適切な措置を受けられるよう、速やかな医療機関への入院、社会福祉施設への入所、福祉避難所の手配およびそれに伴う移送および保健師・介助員の手配 (3) 避難者の障害や身体 の状況に応じて、ホワイトボードや音声などによる定期的な情報提供についての配慮や、保健師・訪問介護員(ホームヘルパー)・ガイドヘルパー・手話通訳者等の派遣。なお、市町は、平素からこれらの有資格者の名簿を整備する等の措置を講じておく。 (4) 高齢者、障害者、乳幼児等に配慮した 栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の 生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努めるものとする。	防災基本計画の修正による
43	防災計画	本編	7	I	7	77	第5 避難所の開設等 2. 避難所の開設 (2) 避難所の運営	以下を新設: ア 避難所の管理 ⑥ 各避難所責任者は、指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとする。	防災基本計画の修正による
44	防災計画	本編	7	I	7	77	第5 避難所の開設等 2. 避難所の開設 (2) 避難所の運営	以下を新設: ア 避難所の管理 ⑦ 市町は、避難所の生活環境を確保するため、簡易トイレ、トイレカー、マンホールトイレ等適切なものを組み合わせ、より快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。	防災基本計画の修正による

通番	種別	編	章	頁			該当部分	修正内容	備考
45	防災計画	本編	7	I	7	78	第5 避難所の開設等 2. 避難所の開設	以下を新設: (2) 避難所の運営 (3) 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援 ア 在宅避難者 在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。 在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援にかかる情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。 イ 車中泊避難者 やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。 また、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うとともに、被災者支援にかかる情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。	防災基本計画の修正による
46	防災計画	本編	7	I	7	82	第8 帰宅困難者及び大規模滞留の乗員に対する対策	以下のとおり修正: 1. 計画方針 公共交通機関が運行を停止した場合や、雪害等により道路が通行止めとなる場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生することから、市本部は次に掲げる帰宅困難者対策を講じる。 ↓ 1. 計画方針 公共交通機関が運行を停止した場合や、雪害等により道路が通行止めとなる場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生することから、市本部は次に掲げる帰宅困難者対策を講じる。 市本部は、県本部や鉄道事業者等と協力し、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底を図り、家族等への安否確認の連絡体制、企業や学校などでの一時滞在、主要駅周辺での一時滞在施設の確保などの対策を実施する。 また、平常時から、県内外への移動者および企業・学校・施設等に対し、一斉帰宅の抑制や災害時の情報収集手段等、対策に係る周知啓発に努める。	滋賀県防災計画の修正による
47	防災計画	本編	7	I	7	85	第18節 孤立対策計画 2. 計画の内容	以下のとおり修正: ウ 食料品等の生活必需物資の搬送 道路交通が～実施する。 ↓ ウ 食料品等の生活必需物資の搬送 道路交通が～実施する。 また、交通の途絶等により地域が孤立した場合を想定して、無人航空機等を活用した輸送手段の確保に努めるものとする。	防災基本計画との整合を図るため

通番	種別	編	章	頁			該当部分	修正内容	備考
48	防災計画	本編	7	I	7	86	第19節 災害救助保護計画 第1 災害救助法の適用 2. 計画の内容	以下のとおり修正： (1) 適用基準 災害救助法は、災害の程度が次のいずれかに該当する場合に適用される。 ア 市内の住宅減失世帯数が80 世帯以上になったとき。(1 号適用) イ 県内の住宅減失世帯数が1,500 世帯以上になり、かつ市内の住宅減失世帯数が40 世帯以上になったとき。(2 号適用) ウ 県内の住宅減失世帯数が7,000 世帯以上になり、かつ市内の多数の世帯の住宅が減失したとき。(3 号適用前段) エ 災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、かつ市域で多数の住宅が減失した場合。(3 号適用後段) オ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき(4 号適用) ↓ (1) 適用基準 災害救助法は、災害の程度が次のいずれかに該当する場合に適用される。 ア 市内の住宅減失世帯数が80 世帯以上になったとき。(1 号適用) イ 県内の住宅減失世帯数が1,500 世帯以上になり、かつ市内の住宅減失世帯数が40 世帯以上になったとき。(2 号適用) ウ 県内の住宅減失世帯数が7,000 世帯以上になり、かつ市内の多数の世帯の住宅が減失したとき。(3 号適用前段) エ 災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、かつ市域で多数の住宅が減失した場合。(3 号適用後段) (ア)被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。(平成25年内閣府令台68号第1条) オ 多数の者が生命または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当する場合(4 号適用) (ア) 災害が発生し、または発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。(平成25 年内閣府令第 68 号第2条第1号) (イ)被災者に対する食品もしくは生活必需品の供与等について特殊の補給方法を必要とし、または被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。(平成 25 年内閣府令第 68 号第2条第2号) カ 災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく特定災害対策本部等を設置し、滋賀県内がその所管区域に含まれ、本市において当該災害により被害を受けるおそれがあること。 (法第2条第2項)オ 多数の者が生命または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当する場合。(施行令第1条第4号)	・平成25年内閣府令第68号第2条各号で規定する基準は、施行令第1条第1項第4号に規定する内閣府令で定める基準に該当するため。
49	防災計画	本編	7	I	7	87	第19節 災害救助保護計画 第1 災害救助法の適用 2. 計画の内容	以下のとおり修正： (4)災害救助法による救助の実施 イ 救助の実施に関し、知事の職権の一部の委任を受けた市町長は、その職権を行使したときは、速やかにその内容を詳細に知事に報告するものとする。 ↓ (4)災害救助法による救助の実施 イ 救助の実施に関し、知事の権限に属する救助の実施に関する事務の一部を行うこととされた市町長が、その事務を執行したとき、市町長は速やかにその内容を詳細に知事に報告するものとする。	平成11年法律第87号による災害救助法の改正の際、「職権の一部を委任された」が「権限に属する救助に関する事務の一部を行う」に改められたため。
50	防災計画	本編	7	I	7	87	第19節 災害救助保護計画 第1 災害救助法の適用 2. 計画の内容	以下のとおり修正： (4)災害救助法による救助の実施 (ク)被災した住宅の応急修理 ↓ (4)災害救助法による救助の実施 (ク)被災した住宅の応急修理 a 住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理 b 日常生活に必要な最小限度の部分の修理	災害救助事務取扱要領等(令和5年6月)による

通番	種別	編	章	頁			該当部分	修正内容	備考
51	防災計画	本編	7	I	7	90	第4 食料供給計画 2. 計画の内容	以下のとおり修正: (1) 食料供給計画において配慮すべき事項 ウ 食料の給与にあつては、粉ミルク等の乳幼児に適した食品や、高齢者、障がい者等にも適した食品の調達・提供に配慮する。 ↓ (1) 食料供給計画において配慮すべき事項 ウ 食料の調達・給与にあつては、粉ミルク・液体ミルク等の乳幼児に適した食品や、高齢者、障がい者等にも適した食品、アレルギー疾患者に適した食品に配慮する。	滋賀県防災計画の修正による
52	防災計画	本編	7	I	7	102	第10 医療救護計画 2. 計画の内容 (1) 医療救護活動	フェーズに応じた4段階の医療救護活動を以下に差し替え: フェーズに応じた4 段階の医療救護活動(県地域防災計画) 県は、県本部並びに災害対策本部、医療機関、医療関係団体が行う初動時の対応について、フェーズ(局面)に応じた4 段階の医療救護活動を以下のとおり示している。 ア第1 フェーズ(発生から3 時間程度) ①保健医療福祉 調整 本部・保健医療福祉調整地方本部 の立ち上げ ②災害医療コーディネーターの登庁 ③情報の収集 ④災害派遣医療チーム(派遣要請 他 都道 府県含む) イ 第2フェーズ(3日以内) ①災害派遣医療チームの活動調整 ②医療救護班派遣要請 ③他府県への支援要請 ④こころのケアチーム(DPAT)の派遣 a 県は、DPAT 統括者等と相談し、必要に応じて精神保健福祉センター等にこころのケアチーム(DPAT)の派遣要請を行う。 b 派遣要請を受けた精神保健福祉センター等は、こころのケアチーム(DPAT)を地方本部へ派遣し、DMAT 等と連携して、被災状況の情報収集に努める。 ⑤ 災害支援ナースの派遣要請 ⑥ 災害時感染制御支援チーム(DICT)等の派遣の要請・調整 ウ 第3フェーズ(4日～2週間) ①医療救護班の派遣、こころのケアチーム DPAT 、災害支援ナース の派遣調整 ②他 都道 府県からの医療救護班の受入要請 エ第4フェーズ(2週間～2か月程度) 第7 節 防疫および保健衛生計画 による	時点修正
53	防災計画	本編	7	I	7	117	第20節 防疫及び保健衛生計画 第1 防疫計画 2. 防疫の実施	以下のとおり修正: カ 避難所の防疫指導等 避難所は、～徹底を期する。 ↓ カ 避難所の防疫指導等 避難所は、～徹底を期する。 また市町は自らが設置する避難所に隣接して、被災者支援等の観点から愛玩動物の飼育場所を獣医師等の助言・協力を得て設置するよう検討する。	防災基本計画の修正による
54	防災計画	本編	1	II	1	6	第5節 台風・大雨災害 第1 台風災害 1. 北東進型	以下のとおり修正: 本県にとって最悪の型で、本県の西の至近距離を北東進する大型台風は、特に暴風となる。 ↓ 本県にとって最悪の型で、本県の西の至近距離を北東進する大型台風は、特に南東の風が強く暴風となる。	暴風時の風向きは重要であるため

通番	種別	編	章	頁			該当部分	修正内容	備考
55	防災計画	本編	1	Ⅱ	1	6	第5節 台風・大雨災害 第2 大雨災害(台風によるものを除く) 1. 発生の条件	以下のとおり修正: 梅雨末期から夏期にかけ、本県付近に前線があって活動が活発になると局地的な大雨を降らすことがある。気圧配置に特別の型はないが、前線を挟んで寒気流と暖気流の接衝が激しく、また日本の南方海上に台風が存在して南海上から非常に湿った空気が流れ込んでいることが多い。そして前線が南下するときに強雨が降り、夜半から明方にかけて降る頻度が多くなっている。雨の分布は風速が弱い台風のように地形的特徴がみられず、予報は非常に難しい。なお、近年地球温暖化の進展に伴い、時間雨量100mmを超えるような(局地的)集中豪雨が全国的に多発し、予想もしなかった災害(水害)が発生している。 ↓ 梅雨末期から夏期にかけ、本県付近に前線があって活動が活発になると局地的な大雨を降らすことがある。気圧配置に特別の型はないが、前線を挟んで寒気 移 流と暖気 移 流の接衝が激しく、また日本の南方海上に台風が存在して南海上から非常に湿った空気が流れ込んでいることが多い。そして前線が南下するときに強雨が降り、夜 遅 くから明方にかけて降る頻度が多くなっている。雨 量 の分布は前線や低気圧の位置により異なるが、特に、日本海に停滞する前線上の低気圧が東北東に進む場合は、大阪湾から流入する南西の風により、京阪神から滋賀県にかけて雨雲が線状化し、非常に激しい雨や猛烈な雨となる場合がある。また、前線が長時間停滞する場合は、総雨量が多くなるため、土砂災害や洪水害に警戒を要す。	今ある知見で特徴的なものを記述
56	防災計画	本編	1	Ⅳ	1	16	第5節 被災者支援計画 第4 その他の支援計画	以下を新設: 5.災害ケースマネジメント ◎危機管理課、◎財政課、◎農業振興課、◎商工労政課、◎生活支援課、◎税務課、◎商工労政課、◎税務課、◎地域共生社会推進課、滋賀県 県および市町は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。	防災基本計画の修正による
57	防災計画	共通事項	共通事項	共通事項			共通事項	以下のとおり修正: 県子ども・青少年局 ↓ 県子ども若者部	滋賀県組織改編による
58	防災計画	共通事項	共通事項	共通事項			共通事項	以下のとおり修正: 滋賀県土木交通部砂防課 ↓ 滋賀県土木交通部流域政策局	組織改編による
59	防災計画	共通事項	共通事項	共通事項			共通事項	以下のとおり修正: 性自認 ↓ ジェンダーアイデンティティ	表現の修正
60	防災計画	原子力	1	5			第2節 計画の基礎とするべき災害の想定 第1 市の地域特性等 計画の対象となる原子力事業所	以下のとおり修正: 大飯発電所 所在地 大飯郡おおい町大島 ¹ ↓ 大飯発電所 所在地 大飯郡おおい町大島	原子炉設置許可申請書に記載の所在地に整合

通番	種別	編	章	頁	該当部分	修正内容	備考
61	防災計画	原子力	1	5	第2節 計画の基礎とすべき災害の想定 第1 市の地域特性等 計画の対象となる原子力事業所	以下のとおり修正: 高浜発電所 所在地 大飯郡高浜町田ノ浦1 ↓ 所在地 大飯郡高浜町田ノ浦	原子炉設置許可申請書に記載の所在地に整合
62	防災計画	原子力	1	7	第2節 計画の基礎とすべき災害の想定 第2 前提となる事態の想定(県大気シミュレーション) (5) 拡散予測を行う日の選定	以下のとおり修正: 平成22 年(2010 年)の～比較的風速が低い(～ 1m/s)日を選定する。 ↓ (5)拡散予測を行う日の選定 平成22 年(2010 年)の～比較的風速が小さい(～ 1m/s)日を選定する。	表現の修正
63	防災計画	原子力	1	23	第2節 情報の収集・連絡体制等の整備 第2 情報の収集・連絡体制の整備	以下を新設: 4.機動的な情報収集体制 市は、県が機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じヘリコプター、車両などを活用する情報収集体制の整備に協力する。 5.障害者の防災情報取得等に関する施策の推進 市は、障害の種類および程度に応じて障害者が防災に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備または機器の設置の推進その他の必要な施策を講じるよう努める。 市は、障害の種類および程度に応じて障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講じるよう努める。	防災基本計画の修正による
64	防災計画	原子力	1	25	第2節 情報の収集・連絡体制等の整備 第6 避難収容活動体制等	以下のとおり修正: 2.避難所の整備 市は、公共的施設等を対象に～あらかじめ指定し、住民への周知を図る。 ↓ 2.避難所の整備 市は、公共的施設等を対象に～あらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入方法等について、住民への周知を図る。	防災基本計画の修正による
65	防災計画	原子力	1	29	第4節 市民等への情報伝達・相談体制の整備 第3 避難行動要支援者への情報伝達	以下のとおり修正: 市は、原子力災害～平常時から円滑に情報伝達できる体制の整備に努める。 ↓ 市は、原子力災害～平常時から整備される等、必要な施策が講じられるよう協力し、円滑に情報伝達できる体制の整備に努める。	防災基本計画の修正による
66	防災計画	原子力	1	30	第5節 市民等に対する原子力防災に関する知識の普及と情報共有	以下を新設: 第2 県からの助言 市は、市民等に対して行う原子力防災に関する知識の普及に関し、県から必要な助言を受ける。 第3 多様な視点への配慮 市は、原子力防災に関する知識の普及と情報共有を行うに際しては、要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。	防災基本計画の修正による